

横手市木造住宅耐震改修等補助事業（耐震改修）

地震による木造住宅の倒壊等による災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震改修に係る費用の一部を補助します。



1 事業の概要について

(1) 補助対象となる「住宅」

次のすべての要件にあてはまる住宅を対象とします。

- ・横手市内に存すること。
- ・昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建住宅（平成12年5月31日までに着工した一定規模以下の増築は認める）であること。
- ・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満であること。
- ・「一般診断法」の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅であること。
- ・この事業による補助金の交付を受けて耐震改修工事を過去に実施していないこと。

(2) 補助対象者

以下の要件を満たしている者を対象とします。

- ・耐震診断士の所属する建築士事務所と耐震設計に係る契約を締結した者。
- ・建設業者と耐震改修工事に係る契約を締結する者。
- ・対象住宅を所有（共有を含む。）する個人であること。
- ・所有者及び同一世帯に属する者が、本市の市税を滞納していないこと。
- ・貸家にあつては、借家人の同意が得られたものであること。

(3) 耐震改修工事

耐震設計により実施する補強工事。

上部構造評点1.0未満の木造住宅を補強により、上部構造評点1.0以上（「一応倒壊しない」又は「倒壊しない」）とするための補強工事。

(4) 補助金の額

耐震改修工事に要する費用（建替えを行う場合の費用を除く。）の100分の23.0を乗じて得た額とする。この場合において、当該補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、100万円を上限とする。

2 申込期間について

令和4年4月18日(月)～令和4年10月31日(月)

※申請が多数の場合、期間内でも募集を打ち切らせていただくことがあります。

3 事前相談について

申し込み前に、事前相談が必要です。相談の際には、耐震診断の結果をお持ちください。

【相談先】横手市建設部建築住宅課 指導係 電話：0182-35-2224

4 申請先について

申請書は、事前相談の際に配布するほか、市のホームページに掲載しています。

申請する際は、耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付し、横手市建設部建築住宅課までお持ちください。

- ・対象住宅の付近見取図、配置図及び平面図（現況及び補強後）
- ・耐震改修計画書（様式第2号）
- ・耐震改修工事費の見積書の写し
- ・固定資産税課税台帳（家屋）の写し
- ・申請者及び同一世帯に属する者の納税証明書又は非課税証明書
- ・対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修工事実施に係る借家人の同意書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類（委任状、個人情報確認同意書等）

5 完了実績報告書について

耐震改修終了後は、耐震改修完了実績報告書（様式第8号）に以下の書類を添付し、横手市建設部建築住宅課までご持参ください。

- ・耐震改修工事実施報告書（様式第9号）
- ・耐震設計及び耐震改修工事後の耐震診断結果報告書の写し
- ・耐震設計及び耐震改修工事に係る契約書の写し
- ・耐震改修工事費の領収書の写し
- ・工事写真
 - 工事箇所ごとの施工前、施工中及び完了時が確認できるもの
 - 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料が確認できるもの

なお、完了実績報告書は完了した日から起算して30日以内又は当年度の2月末日のいずれか早い日までに提出してください。

6 補助金の交付について

5の完了実績報告書提出後、報告書の内容が当事業に適合すると認めた場合「補助金額確定通知書」を申請者へ郵送します。当通知書を受け取り後、補助事業補助金交付請求書（様式第12号）を横手市建設部建築住宅課まで提出してください。

7 その他の支援制度について

税制の特例措置

耐震改修促進税制（所得税及び固定資産税）の制度があります。

お問い合わせ先

横手市建設部 建築住宅課

電話：0182-35-2224